

法務委員会 質問要旨

2020年4月10日

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム
階 猛

1. 緊急事態宣言下において、法秩序の維持や国民の権利擁護という重要な職責を担う法務省のトップに求められる資質とは何か（法務大臣）
2. 上記資質を自らは備えていると考えているのか（法務大臣）
3. 黒川検事長の勤務延長を可能とする国公法と検察庁法に関する法解釈の変更は、検察官の定年に関する過去の立法経過や制度趣旨、それらを踏まえた従来の政府見解を勘案すれば不可能ではないか（刑事局長、法務大臣）
4. 仮に上記解釈変更が可能だとしても、昨年10月末の時点ではその必要がないという立場で検察庁法改正案を立案した以上、黒川検事長の勤務延長の直前である1月24日に解釈変更する必要はなかったのではないかと（刑事局長、法務大臣）
5. 仮に上記解釈変更が可能かつ必要だとしても、解釈変更は法改正の過程で行われ、変更後の解釈を適用するための読み替え規定などがなかった以上、法改正前に変更後の解釈を適用することは違法ではないかと（刑事局長、法務大臣）
6. 仮に上記解釈変更が可能かつ必要かつ法改正前に適用可能だとしても、解釈変更の手続きが黒川検事長の勤務延長の閣議請議の前に行われなければ違法であることを、大臣は当時認識していたかと（法務大臣）
7. 上記解釈変更の手続きが適時適法に行われたことを客観的に証明する資料を提出しないのはなぜかと（法務大臣、人事院総裁）
8. 黒川検事長の勤務延長につき、「現場の意向を尊重して法務大臣として適切に人事を行った」旨、参議院予算委員会で答弁しているが「現場の意向」に反するまったく不適切な人事ではないかと（法務大臣）
9. その他、過去の森法務大臣の在任中の発言に関する質問（法務大臣）

以上

・配布資料がある場合は追って提出